

東京都公安委員会告示第 192 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条の2第2項の規定による行政処分について、同条第3項において準用する同法第75条第4項及び第7項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年 5月25日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬道明

記

1 日時

令和8年6月2日午前9時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部聴聞会場